都市計画区域マスタープラン（各区域共通事項　第１章）

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が前回照会時（R6.9.22）の変更箇所 青字が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所	備考
第１章富山県の都市計画の方針（広域的･共通的事項）	**第１章富山県の都市計画の方針（広域的･共通的事項）**	
１富山県の都市計画の目標	**１富山県の都市計画の目標**	
１）現状と課題	**１）現状と課題**	
①地勢	**①地勢**	
富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,247km^2 で、国土の総面積の約１％を占めている。 蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。	富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,248km^2 で、国土の総面積の約１％を占めている。 蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。	改定 フォント修正
②人口と都市構造	**②人口と都市構造**	
本県の人口は平成 10 年をピークに減少しており、平成 22 年 10 月には 109 万 3,247 人（国勢調査）となっている。平成 19 年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20 年後には約 93 万人になることが見込まれている。	本県の人口は平成 10（1998）年をピークに減少しており、令和２（2020）年 10 月には 103 万 4,814 人（国勢調査）となっている。国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、令和 27（2045）年には約 82 万人になることが見込まれている。特に、市街地中心部の人口が大きく減少すると推計されている。	表現見直し・改定 追加（市街地中心部の人口）
本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 26.2％（H22 国勢調査、全国 23.0％）となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成 32 年頃にピークを迎え、およそ 15 年後には３人に１人を超えると見込まれている。	本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 32.6％（R2 国勢調査、全国 28.6％）となっている。国の人口推計によれば、本県では、令和７（2025）年には、３人に１人以上が高齢者という状況を迎えると見込まれている。	改定 表現見直し
本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇しているものの、平成 23 年では 1.37 と依然として低迷している。	本県の合計特殊出生率は、平成 18（2006）年には過去最低の 1.34 となったが、その後子育て支援施策の拡充などにより、令和３（2021）年には 1.42 と全国平均（1.30）を上回っている。	表現見直し・改定 追加（子育て支援施設）
持ち家比率が 78.3％（H22 国勢調査、全国 61.9％）で全国１位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.6 人/ha（H22 国勢調査、全国 67.6 人/ha）で全国 46 位となるなど、広く薄い市街地が形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。	また、持ち家比率が 76.6％（R2 国勢調査、全国 61.4％）で全国２位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外で人口や世帯が増加した結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.8 人/ha（H27 国勢調査、全国平均 67.9 人/ha）で全国 45 位となるなど、広く薄い市街地が形成され、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。	改定 表現見直し 改定
更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。	更に、まちなかの空洞化や県内各地で空き家・空き地が増加しているほか、開発から長期間経過した郊外住宅団地においても、居住者の高齢化が進み、住民の転出に伴う空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。	追加（まちなかの空洞化） 表現見直し
今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。	今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。	表現見直し

③産業	③産業	
ａ商業	**ａ商業**	
商業については、本県の年間商品販売額は近年横ばいとなっているが、事業所数と従業者数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、１事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路のロードサイドでは増加傾向にある。 大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。 中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。	商業については、本県の年間商品販売額及び事業所数、従業者数とも減少傾向となっている。また、大型店の進出や増床の影響等により、１事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少し、幹線道路のロードサイドにおいても減少に転じているが、ロードサイドの占める割合は増加傾向にある。 大型店は幹線道路沿道に多く立地しているため、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。 これらの大型店の影響やインターネット販売の普及等の影響もあり、中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。	**改定** **表現見直し** **表現見直し** **表現見直し** **追加（インターネット販売）**
ｂ工業	**ｂ工業**	
工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約９割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。 今後、北陸新幹線の開業や日本海側拠点港として選定された伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進等が求められている。	工業については、本県の従業者数、製造品出荷額はリーマンショック（平成 20（2008）年）や東日本大震災（平成 23（2011）年）等の影響により減少したものの、平成 25（2013）年以降は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。 本県の産業構造は、全国と比べて生産額、就業人口とも第２次産業の割合が高く、医薬品などの化学、アルミなどの金属、機械、電子部品を中心に日本海側屈指の工業集積を形成しており、医薬品産業の生産金額は平成 27（2015）年、平成 28（2016）年に全国第１位となっている。 今後、北陸新幹線の全線開業や日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進、比較的自然災害が少ない本県の特徴を活かした企業誘致等が求められている。	**表現見直し** **追加（リーマンショック、東日本大震災）** **改定** **表現見直し** **追加（企業誘致）**
ｃ農林水産業	**ｃ農林水産業**	
農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。農業就業人口の 65 歳以上割合が 70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。 生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域（線引き）の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。 林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。 水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、燃油・資材等の高騰などにより、漁業経営は厳しい状況にある。	農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。また、農業就業人口の 65 歳以上割合が 75%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。 生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等において、拡散的な転用が行われている。引き続き、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努める必要がある。 林業については、県産材の供給体制の整備により、平成 28（2016）年の県産材の素材生産量が平成 20（2008）年の５万㎥の約２倍となる９万７千㎥まで増加しているが、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。 水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、生産コストの増大などにより、漁業経営は厳しい状況にある。	 **改定** **表現見直し** **改定**

④交通	④交通	
ａ地域交通	**ａ地域交通**	
本県の１世帯あたり自家用車保有台数は1.71台（H22、全国1.08台）と全国２位の高い水準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が72.2%（H11～14富山高岡広域都市圏第３回パーソントリップ調査）と、全国と比べても自動車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで４割以上も減少し、公共交通機関の利用低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。 また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。 このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組みが行われている。 また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、「富山県並行在来線対策協議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されており、駅周辺のまちづくりにあたっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討が求められている。	本県の１世帯あたり自家用車保有台数は1.67台（令和３（2021）年、全国1.04台）と全国２位の高い水準となっている。また、県民の通勤通学の移動の際に用いる交通手段は、自家用車のみの割合が79.5%（令和２（2020）年）と、全国平均の48.2%と比べても自家用車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。 一方、近年、高齢者の運転免許返納者が増加しており、高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない人の日常生活を支える公共交通サービスの確保・充実が重要となっている。 減少傾向が続いていた地域公共交通の利用者数は、平成27（2015）年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加したものの、５割強の県民が地域公共交通を利用していない状況にある。また、今後の人口減少に伴う利用者数の減少とそれに起因する交通サービスの低下が懸念されている。 このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組みが行われている。 並行在来線であるあいの風とやま鉄道線については、経営の安定化に向け、利便性の向上やマイレール意識の醸成による利用促進が求められている。 住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通の導入を進めているが、公共交通空白地域が存在し、地域のニーズに対応した公共交通サービスが求められている。 更に、道路は、県民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、すべての利用者にとって安全で快適な道路ネットワークを形成する必要がある。	改定 改定 改定 改定 改定 追加（域内交通） 追加（道路ネットワーク）
ｂ広域交通、物流基盤	**ｂ広域交通、物流基盤**	
北陸新幹線は平成26年度末までに金沢、平成37年度末までに敦賀まで開業することとなっており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山などの主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されており、富山ならではの魅力があふれる駅周辺整備やアクセスの向上が求められている。 また、新幹線からの乗継ぎの円滑化など利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。 高速道路網は、平成20年７月に東海北陸自動車道が全線開通（県内区間については暫定２車線）したほか、能越自動車道の整備も進んでおり、観光や企業立地の面での効果が発現している。また、北陸自動車道の入善スマートインターチェンジや流杉スマートインターチェンジが整備され、更に高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の南砺スマートイ	北陸新幹線を活かした観光振興、交流人口の拡大、まちづくり、産業振興などの施策を積極的に展開するとともに、本県の玄関口である新幹線駅（富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅）では、魅力があふれる駅周辺の整備やアクセス性向上のための道路整備が求められている。 また、新幹線利用者の利便性向上のため、各地への移動手段として、あいの風とやま鉄道線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。 高速道路では追加インターチェンジ（スマートインターチェンジ等）の設置により、利便性向上が図られてきているが、東海北陸自動車道の早期全線４車線化や能越自動車道の早期全線開通など、引き続き県内の広域的な道路ネットワークの整備や高速道路の利便性の向上が求められている。 富山空港では、国際便は韓国（ソウル）、中国（大連、上海）、台湾（台北）に就航し、平成30（2018）年度まで国際定期便利用者数は増加しており、国際線のさらなる維持拡充を図るた	改定 表現見直し 改定 改定 和暦（西暦）の表記の統一

ンターチェンジの工事に着手するなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。 富山空港は北京便や台北便が新たに就航するなど着実に発展しているが、北陸新幹線の開業に伴い東京便との競合が懸念されるところである。羽田空港等を利用した全国各地との乗継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎにおける利便性の向上により、東京便の路線価値向上が期待されており、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。 伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められている。平成 23 年 11 月に日本海側拠点港の「機能別拠点港」、更には「総合的拠点港」として選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。 今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾などの広域的な交通網の整備を推進していくことが求められている。	め、インバウンド・アウトバウンド双方向の利用促進に取り組むとともに、訪日外国人受け入れ態勢の整備が求められている。（新型コロナウイルス感染拡大の影響により、~~国際線４路線~~ソウル便、台北便は運休中（令和~~5~~６（~~2023~~2024）年~~3~~７月現在）） 一方、国内定期便は北陸新幹線の開業後、羽田便の利用者数が大幅に減少しており、平成 28（2016）年３月より羽田便は１日６便から４便に減便となり、さらに令和３（2021）年 10 月から３便に減便となった。羽田便の維持・安定化や新規路線の開拓など国内空港ネットワークの充実・強化を図り、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。 日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められており、今後も、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進、クルーズ客船の受入環境の整備などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。 本県は、日本海側の中心に位置し、東は新潟・長野、西は石川・福井、北は能登、南は岐阜・名古屋、さらには世界をもつなぐ「北陸の十字路」にある地理的優位性を有していることから、陸・海・空の交通インフラの整備と利活用の促進を図ることが求められている。	時点修正 改定 表現見直し 追加（クルーズ客船） 改定
⑤安全・安心な暮らし	**⑤安全・安心な暮らし**	
本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年では、平成 20 年に集中豪雨や高波などによる被害が発生しており、水害・土砂災害等から県民の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、津波に関するハザードマップの作成などのソフト対策に取り組んでいる。 更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。また、平成 23 年３月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。	本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年は、集中豪雨や高波、海岸侵食、地すべりなどによる被害の発生や、弥陀ヶ原の火山災害警戒区域の指定、今後 30 年以内に地震発生確率が高いと評価されている断層帯の存在など、自然災害のリスクに対して「防災・減災」の考え方を基本にハード・ソフト両面からの対策に取り組んでいる。 更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備、公共土木施設や公共建築物等の長寿命化、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、「流域治水」の考え方を踏まえた河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組みにより、水災害に強いまちづくり~~に取り組む~~を推進する必要がある。また、平成 23（2011）年３月に発生した東日本大震災に加え、令和６（2024）年１月１日に発生し、本県にも大きな被害をもたらした令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震や津波、火災による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。	改定 災害対応検証会議「検証項目⑪事前の備え」に関連する記述 追加（長寿命化） 災害対応検証会議「検証項目⑪事前の備え」に関連する記述 追加（流域治水） 表現見直し 表現見直し 令和６年能登半島地震の発生による被害を踏まえた追記
⑥自然環境と歴史・文化・景観	**⑥自然環境と歴史・文化・景観**	
本県は、立山連峰等の 3,000m級の山岳地帯から水深 1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。	本県は、立山連峰等の 3,000m級の山岳地帯から水深 1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。~~また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。~~ 近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほ	削除

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。	か、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。	
⑦環境・エネルギー	**⑦環境・エネルギー**	
地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成２年度と比較すると、平成 23 年度（速報値）は 22.3%の増加となっており、民生部門（家庭・業務）を中心に大きく増加している。 また、平成 23 年３月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換などの議論がなされている。 このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取組みが求められている。	地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、パリ協定の基準年となる平成 25（2013）年度と比較すると、令和元（2019）年度は 18.0%の減少となっているが、令和３（2021）年に閣議決定した地球温暖化対策計画を踏まえ、我が国は令和 12（2030）年度において温室効果ガス排出量を 46%削減（平成 25（2013）年比）することを目標に掲げており、更なる~~更なる~~さらなる削減が必要である。 また、持続可能な開発目標（SDGs）においても地球温暖化に起因する気候変動への影響に対する目標が定められており、今後は、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図るため、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの~~さらなる~~導入拡大や新たなエネルギーの利活用など個別具体的な対策のほか、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する脱炭素社会への取組みが求められている。	改定 表記の統一 改定 表現見直し
⑧市町村合併、地方分権、広域調整	**⑧~~市町村合併、~~地方分権、広域調整**	削除
本県の市町村数は、平成 16 年から 18 年にかけての数次にわたる合併で、従前の 35 市町村（9 市 18 町 8 村）から 15 市町村（10 市 4 町 1 村）となり、全国で最少となっている。 地方分権については、いわゆる第１次一括法（平成 23 年５月２日公布）や第２次一括法（平成 23 年８月 30 日公布）により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。 一方、市町村が決定主体である都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。 このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。 更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。	本県の市町村数は、平成 16（2004）年から平成 18（2006）年にかけての平成の大合併により、全国で最少の 15 市町村（10 市 4 町 1 村）となっている。 地方分権については、地方分権一括法により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。 一方、市町村が決定主体である都市計画においても、車社会や道路整備の進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。 このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議~~又は同意~~を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。 更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。	表現見直し 表現見直し 表現見直し 削除
２）都市計画の基本理念	**２）都市計画の基本理念**	
本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。 ～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～ ○ 快適で活力ある都市づくり ○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり	本県の現状と課題を踏まえ、県民、企業、地域の団体、市町村など様々な主体との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。 ～みんなで創ろう！人が輝く高志の国～ ○快適で活力あるコンパクトな都市づくり ○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり	追加（様々な主体） 追加（コンパクト）

○ 安全で安心して暮らせる都市づくり ○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり	○安全で安心して暮らせる都市づくり ○広域的な交流・連携を支える都市づくり	
○快適で活力ある都市づくり 今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じて、都市機能の適正な集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化などに取り組み、本県のコンパクトなまとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交通網を活かした、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制 ・市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地への立地促進 ・土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進 ・中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進 ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導 ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進 ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実 ・まちづくりと一体となった新駅設置の検討 ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進 ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる低炭素都市づくりの推進	**○快適で活力あるコンパクトな都市づくり** 本格的な人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から公共交通を軸とした集約型の都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）へと転換を図るため、市街地の拡散を抑制しながら、それぞれの都市の特性に応じて、まちなかや公共交通沿線への居住の推進、中心市街地等への商業、業務、文化、福祉などの多様な都市機能の集積やにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域内の交通ネットワークの充実と広域的な観点からの都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 11「包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度や各種誘導施策の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集積・再配置の促進 ・市街地再開発や公的不動産の活用等による、まちなか居住や居住誘導区域への立地促進、及び商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地や都市機能誘導区域への立地促進 ・小規模で柔軟な区画整理やリノベーション・エリアマネジメント等による、空き家・空き地に起因する「都市のスポンジ化」対策の推進 ・中心市街地の活性化と、「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりの推進 ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積及び良好な住環境の保護、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導 ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進 ・まちづくりと一体となった駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実 ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進 ・歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道路空間の整備充実 ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる脱炭素に資する都市づくりの推進	**追加（コンパクト）** **改定** **改定** **追加（公的不動産の活用）** **表現見直し** **改定** **表現見直し** **追加（新幹線等交通沿線の住環境の保護）** **表現見直し** **追加（道路空間の整備）** **改定**
○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり 本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。	**○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり** 本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 8「包摂	**追加（SDGs）**

＜都市づくりの基本的方向＞ ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進 ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの推進 ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進	的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・豊かな自然環境の保全、都市公園の魅力向上及び利用促進や、景観創出機能等の都市農地の多様な機能にも留意した環境整備など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進 ・富山の自然や風土と、開かれた文化的環境を最適に組み合わせることで、県民にとっても、これから富山に来る人にとっても、居心地がよく、幸福になれる個性的なまちづくりの推進 ・行政が県民や地元資本を巻き込み、対話しながら作り上げる、ボトムアップな官民連携による富山らしい個性的なまちづくりの推進 ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの推進 ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進 ・IoT やビッグデータ等の先端技術を活用し、都市の課題等を解決するスマートシティの推進 ・SDGs や ESG を背景とした公共性・社会性が高い事業を行う民間事業者の支援	追加（都市公園の利用促進、都市農地の環境整備） 追加（幸福になれる個性的なまちづくり） 追加（ボトムアップな官民連携によるまちづくり） 追加（IoT、ビックデータ） 追加（SDGs、ESG）
〇安全で安心して暮らせる都市づくり 大規模地震や集中豪雨など近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進 ・災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進 ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善など、災害に強いまちづくりの推進 ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進 ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進 ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	**〇安全で安心して暮らせる都市づくり** 近年、全国で頻発する地震、火山、集中豪雨等による水害、土砂災害等の激甚化・頻発化する地震・豪雨災害から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画や富山県国土強靭化地域計画、令和６年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ等と連携しながら、防災・減災のための体制づくりや災害に強いまちづくりの推進など、土地利用も含めたハード・ソフト両面からの一体的な取組みとともに、公共施設等の長寿命化及び計画的・効率的な維持管理などにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進 ・災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進や市街化調整区域への編入など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進 ・道路・公園等の都市基盤の整備や雨水の貯留浸透施設の整備、緊急輸送道路における重要構造物の耐震化、下水道施設の耐震化や液状化対策、立地適正化計画における防災指針の策定、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善、空き家等の発生防止や利活用、適正管理の促進など、災害に強いまちづくりの推進 ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進 ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進 ・ライフサイクルコストの縮減に加え、インフラの機能が将来にわたり適切に発揮され事前防災として効果を発現できることを目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的	改定 追加（SDGs） 追加（各種施策） 令和６年能登半島地震の発生による被害を踏まえた追記 パブコメと地域防災計画を踏まえて追加

	な維持管理の推進 ・被災後の迅速な復旧・復興を実現するための復興事前準備の推進 ・市街地の液状化対策など公共土木施設と隣接宅地とが一体となった防災・減災対策の推進	追加（復興事前準備）
〇広域的な交流・連携を支える都市づくり 人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路など、広域交通網の整備充実と有効活用 ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実 ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上 ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進	**〇広域的な交流・連携を支える都市づくり** 人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの更なる整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 9「強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。 ＜都市づくりの基本的方向＞ ・~~北陸新幹線や~~高規格幹線道路等の整備促進、日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の機能充実など、広域交通網の整備充実と有効活用 ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実 ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上 ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進	表現見直し 追加（SDGs） 削除 追加（伏木富山港）
３）目標年次	**３）目標年次**	
本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。	本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。	改定
２都市計画の見直しの方針	**２都市計画の見直しの方針**	
１）都市計画の見直しの基本的な考え方	**１）都市計画の見直しの基本的な考え方**	
都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。	都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。	
３広域調整の方針	**３広域調整の方針**	
１）広域調整の基本的な考え方	**１）広域調整の基本的な考え方**	
市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。	市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議~~又は同意~~に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。	削除

２）広域調整の実施方針	２）広域調整の実施方針	
①対象とする都市計画	**①対象とする都市計画**	
・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更 ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画	・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更 ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画	
②対象とする市町村	**②対象とする市町村**	
・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村	・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村	
③広域調整の視点	**③広域調整の視点**	
・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性 ・関係市町村のまちづくりへの影響 ・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響	・県の策定するまちづくりに関する計画との整合性 ・関係市町村のまちづくりへの影響 ・当該市町村の策定するまちづくりに関する計画における位置づけ ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響	

黒部都市計画区域マスタープラン(黒部都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字：令和５年度に協議済（能登半島地震前）青字：今回協議	備考
第２章黒部都市計画区域	**第２章黒部都市計画区域**	
１都市計画の目標	**１都市計画の目標**	
１）都市づくりの基本理念	**１）都市づくりの基本理念**	
①現況と課題	**①現況と課題**	
本区域は富山県の北東部に位置し、黒部川の谷あいにある宇奈月温泉から広大な黒部川扇状地に広がる区域である。黒部川の電力や水を活用する数多くの企業が立地しており、県東部の工業拠点として発展してきた。黒部川扇状地には屋敷林を持つ農家が点在する散居村が広がり、また、宇奈月温泉や石田・黒部漁港、清水・湧水群など、豊かな自然を活かした多彩な観光資源や施設がある。 人口は、近年減少傾向を示しているが、核家族化の進行もあって、世帯数は増加傾向を示している。 土地利用については、既成市街地内で密集地域が存在している一方で、市街地周辺部でのスプロールや商業施設の郊外立地が進行しており、既成市街地内における快適な居住環境の整備と適正な土地利用の誘導が課題となっている。 交通基盤に関しては、一般国道８号バイパスの整備が急務となっている。また、北陸新幹線新黒部駅（仮称）の整備が進められており、新駅へのアクセス道路の整備や、駅前広場の整備、乗継ぎのための富山地方鉄道本線の新駅など、公共交通を含めた交通ネットワークの構築と健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。 また、県内有数の工業都市である本区域は、金属製品製造業等を中心として発展してきたが、近年の景気低迷や生産拠点の移転などにより、伸び悩みがみられることから、産業基盤の整備や新たな企業の誘致、中小企業への支援などが必要となっている。	本区域は、富山県の北東部に位置し、３千m級の北アルプスの高峰から、秘境黒部峡谷とその雄大な自然を望む湯の街宇奈月温泉、清流黒部川の恩恵を受けた肥沃な里山地域、名水百選に認定されている黒部川扇状地湧水群、さらには、天然のいけすといわれる水深１千mの富山湾まで、比較的近距離の範囲内で、山・里・川・海が一体となった豊かな自然環境と観光資源を有する。 人口は、近年減少傾向を示しているが、核家族化の進行もあって、世帯数は増加傾向を示している。 土地利用については、既成市街地の人口減少、低密度化が進む一方で、市街地周辺部での宅地化や商業施設の立地が進行しており、既成市街地内における快適な居住環境の整備を含めた適正な土地利用の誘導が課題となっている。 交通基盤に関しては、平成 27 年に開業した北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅やあいの風とやま鉄道線、中心市街地と宇奈月温泉を結ぶ富山地方鉄道本線のこれら鉄道が公共交通網の基軸となっている。また、道路では、市内の主要幹線である一般国道８号入善黒部バイパスが４車線化整備中である。こうした鉄道の各駅と市内を結ぶ交通ネットワーク化が重要であり、利便性の高い交通ネットワークの構築と健全な市街地形成を支える都市基盤の整備が課題となっている~~ほか、~~。このほか、令和６年１月に発生した能登半島地震では、~~道路災害による通行止め~~落石による通行規制や避難経路の渋滞などが発生したことから、被災時の確実な避難活動を支える交通基盤の整備が課題として顕在化した。一方、中心市街地~~で~~においては、高齢者にも利用しやすい移動手段~~の~~を検討するとともに、~~さらには、~~暮らしの足をより充実させる「出かけやすいまちづくり」の仕組みづくりも必要となっている。 また、県内有数の工業地帯である本区域は、金属製品製造業を中心として発展してきたが、近年は地球温暖化を起因とする環境に対する意識の高揚や、産業のグローバル化、飛躍的な技術革新などにより、環境への配慮、技術の高度化が求められる時代となっており、DX の推進や脱炭素化など新たな産業基盤の整備や、企業の誘致、中小企業への支援などが必要となっている。	改定 改定 改定 令和６年能登半島地震の発生による被害を踏まえた追記 災害対応検証会議 「検証項目③避難行動」に関連する記述 改定
②都市計画の基本理念	**②都市計画の基本理念**	
本区域が持つ豊かな自然環境やふるさとの歴史・生活・文化を有機的につなぎ、魅力ある都市づくりを推進するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。	本区域が持つ豊かな自然環境やふるさとの歴史・生活・文化を有機的につなぎ、魅力ある都市づくりを推進するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。	

～人・水・緑がきらめく ふれあいのまち 黒部～ ○ 北陸新幹線新黒部駅（仮称）を交流拠点とした都市づくり ○ 地域の特性を活かした都市づくり ○ 交通ネットワークを活かした都市づくり ○ 安全で安心して暮らせる都市づくり ○ 自然と景観を活かす都市づくり	～住民の参画と協働による魅力あるまちづくりとその見える化～ 魅力創出に向けた取組を効果的に進め、検討状況を見える化しながら、 住民の皆さんと一緒にまちづくりを考える。 ○ 交通ネットワークを活かした都市づくり ○ 地域（山・里・川・海）の特性を活かした都市づくり ○ 安全で安心して暮らせる都市づくり ○ 自然と共生し、景観に配慮した都市づくり	改定（順序変更） 表現見直し
○北陸新幹線新黒部駅（仮称）を交流拠点とした都市づくり 幹線道路や公共交通との円滑・快適な接続、周辺景観の誘導などにより、広域交通の新しい拠点にふさわしい都市づくりを進める。	**○交通ネットワークを活かした都市づくり** 幹線道路の整備や公共交通の充実により、それぞれの地域が有機的に連携し、コンパクトで魅力的な都市づくりを進める。	改定（順序変更） 表現見直し
○地域の特性を活かした都市づくり 本区域の変化に富んだ美しい自然や、多彩な歴史文化などの地域資源を活かし、個性的な都市づくりを進める。	**○地域（山・里・川・海）の特性を活かした都市づくり** 本区域の変化に富んだ美しい自然や、多彩な歴史文化などの地域資源を活かし、魅力的な都市づくりを進める。	改定（順序変更） 表現見直し
○交通ネットワークを活かした都市づくり 幹線道路の整備や公共交通の充実により、それぞれの地域が有機的に連携し、コンパクトで魅力的な都市づくりを進める。		改定（順序変更） 削除
○安全で安心して暮らせる都市づくり 都市災害への対応や公共公益施設のバリアフリー化などを推進し、安全・安心で快適な都市の実現に努める。	**○安全で安心して暮らせる都市づくり** 都市災害への対応や公共公益施設のバリアフリー化などを推進し、安全・安心で快適な都市の実現に努める。	
○自然と景観を活かす都市づくり 本区域の雄大な自然と美しい景観を活かした魅力的な都市づくりに努める。	**○自然と共生し、景観に配慮した都市づくり** 本区域の豊かな自然を守るため、生物多様性を尊重しながら、保護・保全に取り組み、美しい景観に配慮した魅力的な都市づくりに努める。	改定
２）地域毎の市街地像	**２）地域毎の市街地像**	
本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を３つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。	本区域では、地形などの自然的条件、土地利用の状況、日常生活上の交流範囲等を踏まえ、区域内を３つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。	
① 扇状地ゾーン	**① 扇状地ゾーン**	
黒部川扇状地の扇央部に位置し、東西と南北の交通軸が交差するなど、本区域の中心となる地域である。しかし、中心市街地である三日市地区においては、空洞化によるコミュニティの喪失や商業の活力低下が顕在化していることから、都市機能の更新や導入を進め、魅力的な市街地の形成に努めるとともに、市街地開発事業等により、良好な居住環境の創出を図る。 また、荻生地区及び若栗地区においては、北陸新幹線新黒部駅（仮称）の整備が進められており、県東部の新たな玄関口として交通結節機能の充実に努める。	黒部川扇状地の扇央部に位置し、東西と南北の交通軸が交差するなど、本区域の中心となる地域である。しかし、中心市街地である三日市地区においては、人口が減少するとともに、空き家や空き店舗が散在し、商業等の活力低下が顕在化している。このことから、居住誘導を集中的に進めると同時に、空き家や空き店舗の利活用を促進する。また、都市機能の更新や導入を図るとともに、中心市街地~~で~~において、高齢者にも利用しやすい移動手段~~の~~を検討~~により~~し、暮らしの足を充実させ、出かけやすい、出かけて楽しい魅力的な市街地の形成に努める。 また、鉄道駅周辺では、駅の利便性向上を図るための必要な施設整備を計画するとともに、駅周辺においては、適切な土地利用の推進に努める。	追加（空き家や空き店舗の散在） 表現見直し 追加（空き家や空き店舗の利活用） 追加（暮らしの足） 追加（鉄道駅周辺の施設整備）
② 海辺ゾーン	**②海辺ゾーン**	

黒部川扇状地の扇端部に位置し、海岸線に沿って既成市街地が形成されている地域である。また、ＪＲ黒部駅の西側やＪＲ生地駅の南東において、大規模な工場が立地する工業地を有している。 生地地区においては、今後とも黒部漁港を核とした特色のある経済活動を活かしていくとともに、密集市街地の改善や公園整備など、居住環境の整備に努める。また、美しい海岸線と漁港周辺の街並みの景観を保全し、歴史と風格を持つ漁業のまちを目指す。 石田地区においては、既成市街地内の基盤整備を進め、臨海部における市街地として生活環境の向上を図る。また、地区内の石田フィッシャリーナを核に海洋レクリエーションの拠点としての機能を高めていく。	黒部川扇状地の扇端部に位置し、海岸線に沿って既成市街地が形成されている地域であり、~~ＪＲ~~黒部駅の西側や~~ＪＲ~~生地駅の南東において、大規模な工場が立地する工業地を有している。 生地地区においては、今後とも黒部漁港を核とした特色のある経済活動を活かしていくとともに、良好な居住環境の形成に努める。また、美しい海岸線と漁港周辺の街並みの景観を保全し、歴史と風格を持つ漁業のまちを目指す。 石田地区においては、~~既成~~市街地内の基盤整備を進め、臨海部における~~市街地として~~生活環境の向上を図る。また、~~地区内の~~石田フィッシャリーナを核に海洋レクリエーションの拠点としての機能を高めていく。さらに、一般国道８号に面する交通利便性に優れた道の駅 KOKO くろべ周辺は、地域振興に貢献する観光・交流・にぎわい拠点としての土地利用を図る。 このほか、生地駅周辺では、地元振興会などが民間企業と連携し、まちづくり構想を進めており、地元や民間企業との適切な役割分担のもと、相互に連携しながら、適切な土地利用の推進を図る。	表現見直し 削除 改定 削除 追加（KOKO くろべ周辺） 追加（まちづくり構想の計画）
③ 山岳ゾーン	**③山岳ゾーン**	
東西を急峻な山地に挟まれ峡谷地形の僅かな平坦地に形成された、県内最大規模の温泉地である宇奈月温泉地区を中心とする地域である。 今後は、北陸新幹線開業による効果を十分に活かし、観光地としての魅力の向上を図るため、北陸新幹線新黒部駅（仮称）の乗継ぎの円滑化や、アクセス道路の強化、自然と調和した宇奈月温泉らしい街並み景観の創出等に努める。	東西を急峻な山地に挟まれ峡谷地形の僅かな平坦地に形成された、県内最大規模の温泉地である宇奈月温泉地区を中心とする地域である。 今後は、北陸新幹線金沢～敦賀間開業や黒部宇奈月キャニオンルートの一般開放による効果を十分に活かし、観光地としての魅力を高めながら、~~北陸新幹線新黒部駅（仮称）の乗継ぎの円滑化や、アクセス道路の強化、~~自然と調和した宇奈月温泉らしい街並み景観の創出等に努める。	改定　削除 削除
３）目標年次	**３）目標年次**	
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和 13（2031）年とする。	改定
２区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	**２区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針**	
１）区域区分の決定の有無	**１）区域区分の決定の有無**	
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 42,616 人であり、近年減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、以下のとおりである。 平成 27 年現在 39,443 人で減少傾向にあり、用途地域内においても、また、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序	改定 改定

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	表現見直し
３主要な都市計画の決定の方針	**３主要な都市計画の決定の方針**	
１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	**１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針**	
①主要用途の配置の方針	**① 主要用途の配置の方針**	
近年、市街地の拡散が進み、既成市街地の中心部では空洞化が、また、周辺部では無秩序な宅地化がみられる。このため、三日市、生地、石田の各市街地においては、適正な用途地域を配置するなど、計画的な土地利用の整序を図る。 なお、宇奈月温泉地区は、近年の土地利用状況を勘案し、当面、用途地域の指定は行わないこととするが、今後の開発動向や地区の特性を踏まえて、周辺の自然環境に調和した適正な土地利用を推進する。	近年、市街地の拡散により、既成市街地の中心部では空洞化が進み、周辺部では無秩序な宅地化がみられる。このため、三日市、生地及び石田地区の各市街地においては、適正な用途地域を配置するなど、計画的な土地利用の整序を図る。 ~~なお、~~宇奈月温泉地区は、近年の土地利用状況を勘案し、当面、用途地域の指定は行わないこととするが、今後の開発動向や地区の特性を踏まえて、周辺の自然環境に調和した適正な土地利用を推進する。	表現見直し 表現見直し 削除
ａ商業地	**ａ商業地**	
三日市地区については、黒部駅と一般国道８号を結ぶ道路沿いや、電鉄黒部駅前、東三日市駅周辺が既存の商業地であることから、今後も、都市機能の充実・集積を図り、本区域の核となる中心商業地の形成を図る。 生地地区の既存商業地については、地区の生活に密着した商業地としての機能維持を図るとともに、黒部漁港周辺においては、観光型の魅力ある商業地として充実を図る。 石田地区における電鉄石田駅前の既存商業地については、地区の生活に密着した商業地としての機能維持を図る。 宇奈月温泉地区については、快適な歩行空間の確保や温泉街全体の良好な景観形成により、観光地としての魅力の向上を図る。	三日市地区の商業地については、黒部駅と県道魚津入善線を結ぶ道路沿いや、電鉄黒部駅前、東三日市駅周辺が~~既存の~~商業地であることから、今後も、都市機能の充実・集積を図り、本区域の核となる~~中心~~商業地の形成を図る。 生地地区の既存商業地については、地区の生活に密着した商業地としての機能維持を図るとともに、黒部漁港周辺においては、観光型の魅力ある商業地として充実を図る。 石田地区における電鉄石田駅などの商業地については、地区の生活に密着した商業地としての機能維持を図る。 宇奈月温泉地区については、空店舗の利活用~~の確保~~や温泉街全体の良好な景観形成により、観光地としての魅力の向上を図る。	改定 削除 表現見直し 改定　誤字修正
ｂ工業地	**ｂ工業地**	
既に工業地域又は工業専用地域として用途地域が指定されている３地区や、黒部インターチェンジ周辺に立地する工場については、今後も工業地として位置づけ、工業基盤の整備や工場の集積を図る。 なお、黒部駅に近接し、工業地としての利用が行われていない地区については、中心市街地の活性化に向け、地域住民や団体と協働しながら適切な土地利用を検討する。 また、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	~~既に~~工業地域又は工業専用地域として用途地域が指定されている３地区や、黒部インターチェンジ周辺に立地する工場については、今後も工業地として位置付け~~づけ~~、工業基盤の整備や工場の集積を図る。~~さらに~~また、一部未利用の新石田企業団地においては、企業の集積に努める。 ~~なお、~~黒部駅に近接し、工業地としての利用が行われていない地区については、中心市街地の活性化に向け、地域住民や関係団体と調整しながら適切な土地利用を検討する。 ~~また、~~工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	削除 追加（新石田企業団地） 表現見直し 表現見直し
ｃ住宅地	**ｃ住宅地**	
既成市街地の商業地周辺からその外側にかけて住宅地を配置し、市街地における居住人口の増加を図る。このうち、密集市街地や都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理	~~既成~~市街地の~~商業地周辺からその外側にかけて住宅地を配置し、市街地における居住人口の増加を図る。この~~うち、密集市街地や都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理	削除

事業等を活用し、計画的な市街地形成を図る。 新たな住宅需要に対しては、鉄道を中心としたまちづくりを進める観点から、鉄道駅やバス停周辺などを中心に立地誘導を図る。	事業等を活用し、計画的な市街地形成を図る。 新たな住宅需要に対しては、コンパクトなまちづくりを進める観点から、黒部市立地適正化計画で設定した居住誘導区域を中心に立地誘導を図る。	改定
② 土地利用の方針	**②土地利用の方針**	
a 土地の高度利用に関する方針	**a 土地の高度利用に関する方針**	
三日市地区では、黒部駅前からの幹線道路沿いに商業地が形成されているが、近年は空き家・空き店舗が見られる等、活力の低下が顕在化していることから、商業、医療、文化、行政などの都市機能の充実・集積を図り、土地の高度利用を進めることで、魅力的な市街地の形成に努める。 また、宇奈月温泉地区では、高容積の建築物が集積していることから、今後とも土地の高度利用を図り、魅力ある観光拠点の形成を図る。	三日市地区では、黒部駅前からの幹線道路沿いに商業地が形成されているが、近年は空き家・空き店舗が見られる等、活力の低下が顕在化していることから、黒部市立地適正化計画に基づき、商業、医療、文化、行政などの都市機能の充実・集積を図り、土地の高度利用を進めることで、出かけやすい、出かけて楽しい魅力的な市街地の形成に努める。 また、宇奈月温泉地区では、高容積の建築物が集積していることから、今後とも土地の高度利用を図り、魅力ある観光拠点の形成を図る。	追加（黒部市立地適正化計画） 表現見直し
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	**b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**	
沿道型商業施設の立地がみられる一般国道８号の沿道においては、バイパス整備による交通の変化に伴い、沿道の土地利用の転換が予想されることから、周辺の居住環境と調和した用途への転換を図る。 宇奈月温泉地区においては、温泉地にふさわしい環境を創出するため、必要に応じて地区計画等の活用を検討する。 なお、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	沿道型商業施設の立地が~~み~~見られる県道魚津入善線沿道等においては、一般国道８号入善黒部バイパス整備による交通の変化に伴い、沿道の土地利用の転換が予想されることから、周辺の居住環境と調和した用途への転換を検討する。 宇奈月温泉地区においては、温泉地にふさわしい環境を創出するため、必要に応じて地区計画等の活用を検討する。 なお、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	改定　表現見直し
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	**c 居住環境の改善又は維持に関する方針**	
木造住宅が密集している市街地部においては、土地区画整理事業等の実施や街区公園の整備などにより、防災性と居住環境の向上を図る。 また、地域特性を活かした快適で魅力ある居住環境の形成を図るため、地区計画等の活用を検討する。	木造住宅が密集している市街地~~部~~においては、土地区画整理事業等の実施~~や街区公園の整備など~~により、防災性と居住環境の向上を図る。 また、地域特性を活かした快適で魅力ある居住環境の形成を図るため、地区計画等の活用を検討する。	削除
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	**d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**	
区域内には、黒部市総合公園や宮野運動公園、中ノ口緑地、黒部川緑地などの特色ある施設が点在しているほか、黒部川や段丘斜面など良好な緑地が存在している。 これらは都市の貴重な自然環境であり、維持・保全に努める。	本区域内には、黒部市総合公園や宮野運動公園、中ノ口緑地、黒部川緑地など緑豊かな空間が配置され、市民の憩いの場となっている。これらは、都市の貴重な自然環境であり、維持・保全に努める。また、中心市街地の公園や散歩道について、適正な維持管理に努める。	改定 追加（中心市街地）
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	**e 優良な農地との健全な調和に関する方針**	
市街地周辺部の農地については、住宅団地等の開発が進みつつあることから、積極的に優良農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を防止し、都市と農村との調和を図る。	市街地周辺部の農地については、住宅団地等の開発が進んでいることから、積極的に優良農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を防止し、都市と農村との調和を図る。	表現見直し
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	**f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**	
本区域には、上流域に急峻な山岳地を有する黒部川をはじめとして大小の河川が数多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が多くあ	本区域には、上流域に急峻な山岳地を有する黒部川をはじめとして大小の河川が数多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が多くあ	

り、これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	り、これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については、開発の抑制に努める。 また、本区域は黒部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。	表現見直し 追加（流域治水の推進）
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	**g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**	
黒部川とその流域に広がる扇状地には、貴重な自然と良好な田園景観が残されていることから、本区域の環境形成の核として、今後も保全に努めていく。	黒部川とその流域に広がる扇状地には、貴重な自然と良好な田園景観が残されていることから、本区域の環境形成の核として、今後も保全に努めていく。	
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	**h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針**	
北陸新幹線新黒部駅（仮称）及び黒部インターチェンジ周辺は、県東部の玄関口にふさわしい地域となるよう、景観に配慮するとともに、計画的な土地利用の実現を図るため、必要に応じて地区計画等の活用を検討する。 更に、白地地域のうち無秩序な開発が進展する可能性のある土地についても、適正な土地利用コントロールを図るため、地区計画等の活用を検討する。	黒部宇奈月温泉駅及び北陸自動車道黒部インターチェンジ周辺は、県東部の玄関口にふさわしい地域となるよう、景観に配慮するとともに、適切な土地利用が図られるよう、必要に応じて地区計画等の活用を検討する。 黒部駅及び生地駅周辺は、新たな都市的土地利用が予想されるため、適正な土地利用に努める。 また、白地地域のうち、無秩序な開発が進展する可能性のある土地についても、適正な土地利用コントロールを図るため、地区計画等の活用を検討する。	改定 追加（黒部駅及び生地駅）
２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	**２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**	
２―１）交通施設の都市計画の決定の方針	**２―１）交通施設の都市計画の決定の方針**	
① 基本方針	**①基本方針**	
本区域では、北陸自動車道、一般国道８号、都市計画道路入善黒部魚津８号バイパス線、県道魚津生地入善線を南北方向の軸となる主要幹線道路として、また、県道黒部宇奈月線、都市計画道路新駅中新線を東西方向の主要幹線道路として位置づけ、都市間連携の強化を図る。 市街地を南北に貫く主要幹線道路については、通過交通を処理するための代替路線の整備を進めるものとする。また、県東部の玄関口として、北陸新幹線新黒部駅（仮称）の整備が進められており、新川地域各地からの新たな交通量の増加が見込まれるため、アクセス道路の整備など利便性の向上に努める。 今後も、都市間連携を担う主要幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはＪＲ北陸本線の黒部駅など２駅、富山地方鉄道本線の 15 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会にも対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、北陸自動車道、一般国道８号入善黒部バイパス、県道魚津入善線及び県道魚津生地入善線を南北方向の軸となる主要幹線道路として、また、県道黒部宇奈月線、市道新堂中新線を東西方向の主要幹線道路として位置付けづけ、都市間連携の強化を図る。 市街地を南北に貫く主要幹線道路については、通過交通を処理するための代替路線の整備を進めるものとする。~~また、県東部の玄関口として、北陸新幹線新黒部駅（仮称）の整備が進められており、新川地域各地からの新たな交通量の増加が見込まれるため、アクセス道路の整備など利便性の向上に努める。~~ 今後も、都市間連携を担う主要幹線道路を適切に配置し、利便性の高い道路網の形成に努める。市街地内においては、都市の骨格となる幹線道路を適切に配置するとともに、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の形成を図る。 また、本区域の公共交通機関は、北陸新幹線の１駅、あいの風とやま鉄道線の２駅、富山地方鉄道本線の 16 駅があり、これら鉄道を補完する形で路線バスやデマンドタクシーが運行している。「鉄道を基軸とした公共交通網」を維持し、より出かけやすいまちづくりを進める観点から、今後は、駅やバス停の機能向上や中心市街地での高齢者にも利用しやすい移動手段の検討等、公共交通環境の整備に努めるとともに、公共交通の維持・活性化を図りながら、地域	改定 表現見直し 削除 災害対応検証会議「検証項目③避難行動」に関連する記述 改定

<table>
<tr><td></td><td>社会を支えていく持続可能な公共交通網の構築を目指す。</td><td></td></tr>
<tr><td>②主要な施設の配置の方針</td><td>②主要な施設の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>南北方向の主要幹線道路として、都市計画道路入善黒部魚津８号バイパス線を配置することにより、市街地の通過交通を処理し、日常的な交通混雑の緩和を図る。併せて、このバイパスと北陸新幹線新黒部駅（仮称）とを連絡する都市計画道路新駅中新線や、都市計画道路新駅中新線と三日市地区とを連絡する都市計画道路前沢植木線を配置し、新駅と黒部市街地及び隣接市町村とのアクセス強化を図る。
また、都市内においても、三日市地区と石田地区を連絡する都市計画道路南線や、宇奈月温泉地区へ向かう県道黒部宇奈月線、都市の骨格となる都市計画道路三日市新光寺線、都市計画道路国道８号線、都市計画道路黒部・宇奈月線等を配置することにより、都市内交通の円滑化を図るとともに歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。
公共交通については、黒部駅においてパークアンドライド駐車場の整備を検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。また、北陸新幹線新黒部駅（仮称）については、乗継ぎのための富山地方鉄道本線の新駅や、駅前広場、パークアンドライド駐車場の整備等により、利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。</td><td>南北方向の主要幹線道路として、都市計画道路入善・黒部・魚津８号バイパス線を配置することにより、市街地の通過交通を処理し、日常的な交通混雑の緩和を図る。あわせて、このバイパスと黒部宇奈月温泉駅とを連絡する都市計画道路新駅中新線や、都市計画道路新駅中新線と三日市地区とを連絡する都市計画道路前沢植木線を配置し、黒部宇奈月温泉駅と黒部市街地及び隣接市町村とのアクセス強化を図る。
また、都市内においても、三日市地区と石田地区を連絡する都市計画道路南線や、宇奈月温泉地区へ向かう県道黒部宇奈月線、都市の骨格となる都市計画道路三日市新光寺線、都市計画道路前沢荻生線~~（仮称）（現 国道８号線）~~、都市計画道路黒部宇奈月線等を配置することにより、都市内交通の円滑化を図るとともに、歩行者にも配慮した道路網の形成を図る。
公共交通については、「鉄道を基軸とした公共交通網」を維持するため、在来線駅のパークアンドライド機能の向上や主要バス停での上屋整備などの待合環境の改善を図る。また、~~並びに、~~中心市街地~~で~~において、高齢者にも利用しやすい移動手段~~の~~を検討するとともに、~~さらには、~~公共交通全体の利用促進に努め、地域社会を支えていく持続可能な公共交通サービスの確保に努める。</td><td>改定

時点修正

改定
表現見直し</td></tr>
<tr><td>③主要な施設の整備目標</td><td>③主要な施設の整備目標</td><td></td></tr>
<tr><td>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

<table><tr><th>種　別</th><th>名　称</th></tr><tr><td>道　路</td><td>３・３・１０　入善黒部魚津８号バイパス線
３・３・１３　新駅中新線
３・４・　１　三日市新光寺線
３・４・　２　前沢植木線
３・４・　４　国道８号線
３・４・　６　南線
３・４・１１　黒部・宇奈月線
３・４・１２　大黒・新天線</td></tr></table></td><td>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりである。

<table><tr><th>種　別</th><th>名　称</th></tr><tr><td>道　路</td><td>３・３・１０　入善黒部魚津８号バイパス線
３・３・１３　新駅中新線
３・４・１　三日市新光寺線
~~３・４・２　前沢植木線~~
３・４・３　前沢大布施線
３・４・４　前沢荻生線~~（仮称）（現 国道８号線）~~
３・４・６　南線
３・４・１１　黒部宇奈月線
~~３・４・１２　大黒新天線~~
８・７・１　黒瀬川右岸歩行者専用道路１号線
８・７・２　黒瀬川右岸歩行者専用道路２号線</td></tr></table></td><td>改定

時点修正</td></tr>
<tr><td>２―２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針</td><td>２―２）下水道及び河川の都市計画の決定の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>①基本方針</td><td>①基本方針</td><td></td></tr>
<tr><td>ａ下水道</td><td>ａ下水道</td><td></td></tr>
</table>

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。	改定 令和６年能登半島地震の発生による被害を踏まえた追記 表現見直し
ｂ河川	**ｂ河川**	
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	
②主要な施設の配置の方針	**②主要な施設の配置の方針**	
ａ下水道	**ａ下水道**	
汚水については、市街地及び市街地周辺における未整備地区の早期完了や北陸新幹線新黒部駅（仮称）周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図るとともに、老朽化により処理機能が低下している施設については設備の更新を図る。	汚水については、市街地及び市街地周辺における未整備地区の早期完了に努める。~~とともに、老朽化により処理機能が低下している施設については、設備の更新を図る。さらに、その進捗に応じて、処理施設の増設を検討する。~~また、老朽化により処理機能が低下している施設については、施設の更新を図る。	改定 表現見直し
ｂ河川	**ｂ河川**	
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、黒部川、黒瀬川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、黒部川、黒瀬川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	
③主要な施設の整備目標	**③主要な施設の整備目標**	
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 種　別 / 名　称 公共下水道 / 黒部公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりである。 種　別 / 名　称 公共下水道 / 黒部公共下水道	
２―３）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	**２―３）その他の都市施設の都市計画の決定の方針**	
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置付け~~づけ~~が必要なものを、都市計画に定めるものとする。	表現見直し
３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	**３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**	
①主要な市街地開発事業の決定の方針	**①主要な市街地開発事業の決定の方針**	
用途地域内では、良好な市街地形成を図るため、これまで、三日市地区の南西に隣接する牧野地区などで土地区画整理事業が実施されている。更に、中心市街地においては、三日市地区	用途地域内では、良好な市街地形成を図るため、~~これまで、三日市地区の南西に隣接する牧野地区などで土地区画整理事業が実施されている。更に、~~中心市街地においては、三日市地区	削除

<table>
<tr><td>の東部に位置する三日市保育所周辺地区で、居住環境の向上を目指して土地区画整理事業が進められている。
　しかし、用途地域内であっても、都市基盤整備が不十分な地域においては未利用地が多く、ほとんど宅地化が図られていない地区も見受けられる。このような地区に対しては面的整備事業の導入を検討し、都市基盤の整備を図るものとする。更に、中心市街地においても、道路、公園などの公共空間の不足から居住環境の向上が課題となっている地区が残っており、これらに対しても土地区画整理事業の導入を検討していくものとする。</td><td>の東部に位置する三日市保育所周辺地区で、居住環境の向上を目指して土地区画整理事業を進め~~られ~~ている。
　また、適切な土地利用が図られていない地区に対しては、面的整備事業の導入など、都市基盤の整備を検討する。~~更に、中心市街地においても、道路、公園などの公共空間の不足から居住環境の向上が課題となっている地区が残っており、これらに対しても土地区画整理事業の導入を検討していくものとする。~~</td><td>表現見直し

表現見直し
削除</td></tr>
<tr><td>②市街地整備の目標</td><td>②市街地整備の目標</td><td></td></tr>
<tr><td>　優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。
<table><tr><td>地区名</td><td>事　業</td></tr><tr><td>三日市保育所周辺</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table></td><td>　優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は、次のとおりである。
<table><tr><td>地区名</td><td>事　業</td></tr><tr><td>三日市保育所周辺</td><td>土地区画整理事業</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</td><td>４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>①基本方針</td><td>①基本方針</td><td></td></tr>
<tr><td>　黒部川や片貝川、仁助川などを川辺環境軸と位置づけ、名水の里にふさわしい環境づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図る。
　また、立山連峰を背景とする雄大な黒部峡谷は日本を代表する自然景観となっていることから、黒部峡谷の入口となる山裾一帯を山辺環境軸と位置づけ、保全に努める。
　また、富山湾に面した松林や砂浜などに代表される海岸線を海辺環境軸と位置づけ、その保全・活用を図る。
　更に、ゆとりとうるおいのある快適で豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。</td><td>　黒部川や片貝川、仁助川などを川辺環境軸と位置付け~~づけ~~、名水の里にふさわしい環境づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図る。
　~~また、~~立山連峰を背景とする雄大な黒部峡谷は、日本を代表する自然景観となっていることから、黒部峡谷の入口となる山裾一帯を山辺環境軸と位置付け~~づけ~~、保全に努める。
　~~また、~~富山湾に面した松林や砂浜などに代表される海岸線を海辺環境軸と位置付け~~づけ~~、その保全・活用を図る。
　~~更に~~、ゆとりとうるおいのある快適で豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。</td><td>表現見直し

削除、表現見直し

削除

削除</td></tr>
<tr><td>②主要な緑地の配置の方針</td><td>②主要な緑地の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>ａ環境保全系統の配置の方針</td><td>ａ環境保全系統の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>　黒部川をはじめ、多くの小動物が生息する小川や水路、区域の南東部に広がる緑豊かな丘陵地などの自然環境は、生態系の保護の観点から、その保全に努める。</td><td>　黒部川をはじめ、多くの小動物が生息する小川や水路、区域の南東部に広がる緑豊かな丘陵地などの自然環境は、生態系の保護の観点から、その保全に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>ｂレクリエーション系統の配置の方針</td><td>ｂレクリエーション系統の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>　地域住民の憩いと交流の場として、黒部市総合公園、宮野運動公園、中之口緑地、黒部川緑地などを総合的なレクリエーション拠点として位置づけ、その充実を図る。
　また、住民が身近に利用できる街区公園の整備を図る。</td><td>　地域住民の憩いと交流の場として、黒部市総合公園、宮野運動公園、中ノ口緑地、黒部川緑地などを総合的なレクリエーション拠点として位置付け~~づけ~~、その充実を図る。
　また、都市公園の再整備や管理運営に民間事業者の資金やノウハウを活用することを検討するとともに、住民が身近に利用できる街区公園の整備を図る。また、中心市街地では、「歩きたくなる歩道」、「時間をかけて休みたくなる公園」など、魅力創出に向けた公園整備の検討</td><td>表現見直し
表現見直し
追加（民間事業者等の活用）
追加（公園整備の検討）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>を進める。</td><td></td></tr>
<tr><td>c 防災系統の配置の方針</td><td>c 防災系統の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>密集市街地においては、地域住民が安心して快適に暮らせるよう、面的整備事業等の活用を図り、緊急時には避難場所ともなる公園を適切に配置する。
丘陵地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。</td><td>密集市街地においては、地域住民が安心して快適に暮らせるよう、面的整備事業等の活用を図る。また、災害時には、指定緊急避難場所ともなる公園を適切に配置する。
丘陵地においては、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。</td><td>改定</td></tr>
<tr><td>d 景観構成系統の配置の方針</td><td>d 景観構成系統の配置の方針</td><td></td></tr>
<tr><td>北アルプスの山岳景観や黒部川、扇状地に広がる田園景観などは本区域特有の景観資源であることから、その保全に努めるとともに、市民の憩いの場や観光の場としても活用する。</td><td>北アルプスの山岳景観や黒部川の水辺景観、扇状地に広がる田園景観などは、本区域特有の景観資源であることから、その保全に努めるとともに、市民の憩いの場や観光の場としても活用する。</td><td>表現見直し</td></tr>
<tr><td>③主要な緑地の確保目標</td><td>③主要な緑地の確保目標</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は、次のとおりである。
<table><tr><th>種　別</th><th>名　称</th></tr><tr><td>街区公園</td><td>２・２・４　１号街区公園
２・２・５　２号街区公園</td></tr></table></td><td>追加</td></tr>
</table>